

荒尾市通学路交通安全プログラム



平成 27 年 3 月

荒尾市通学路交通安全推進会議

目次

1	プログラムの目的.....	3
2	プログラムの位置づけ.....	3
3	推進体制.....	4
4	取組方針.....	4
5	対策の推進.....	5
6	公表.....	7

1 プログラムの目的

これまでも本市における児童生徒の通学路の安全確保については、保護者や地域と連携を図りながら、各学校にて通学路の設定や日常的な安全点検、交通安全教育などを実施してきました。

しかしながら、全国では登下校中の児童生徒が交通事故で死傷する事案が発生し、本市においても、毎年、登下校中の児童生徒の交通事故が少なからず発生しています。

併せて、平成25年12月に、国から通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進として、各自治体における推進体制の構築や合同点検の継続的な実施などの基本の方針を策定することが推奨されています。

そこで、本市においても通学路に関する関係機関が連携し、より一層効率的で効果的な通学路の交通安全対策が推進できるように、「荒尾市通学路交通安全プログラム」（以下「プログラム」という。）を策定しました。

2 プログラムの位置づけ

学校からの依頼に基づき市や教育委員会が主体となり、国、県などの道路管理者、警察等と連携をとりながら、本プログラムに定める取組方針をもとに合同点検を実施し、情報の共有化を図るとともに、交通安全対策の推進を図ります。

3 推進体制

本市では、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携し、緊急合同点検を実施し、必要な対策の内容について協議をしてきました。

そこで今後も引き続き通学路の安全対策等について協議をし、取組を推進するため、平成26年10月に荒尾市通学路交通安全推進会議（以下「推進会議」という）を設置しました。

推進会議では、通学路の安全確保に関する取組に関する情報共有や、合同点検を実施する際の点検箇所の選定や点検の際の重点テーマなどを協議するとともに、点検箇所における対策の進捗状況の確認及び対策の効果検証などを行います。

通学路安全推進会議の構成

- 学校 ・ 市校長会代表
- 市 ・ 建設経済部・市民環境部・教育委員会
- 県 ・ 県警荒尾警察署
・ 県玉名地域振興局
- 国 ・ 国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所
- 地域 ・ 市PTA連合会
・ 地区協議会 など

4 取組方針

- ◆登下校中の児童生徒の安全確保を図るため、継続して合同点検を実施します。
- ◆交通安全対策の実施の際には、危険個所の対策を基本として、通学する児童生徒数なども勘案しながら、優先順位を検討します。
- ◆交通安全対策の実施後は、PDCAサイクルの一環として、対策効果の把握及び対策の改善・充実を図ることで、通学路の安全確保に努めます。

5 対策の推進

(1) 合同点検の実施（現状把握）

ア 事前の点検（各学校での安全点検）【実施主体：学校】

学校、保護者、地域が連携を図り、毎年定期的に通学路の安全点検を行い、対策が必要な個所があれば、学校が市教育委員会に合同点検実施申出書（以下「申出書」という。）を提出します。

イ 合同点検の際の重点テーマの設定

合同点検は、学校から提出された申出書をもとに、危険個所に対して実施することを基本としますが、効率的かつ、合理的な合同点検を実施するため、必要に応じて、事前に推進会議にて当年度における合同点検の重点テーマを設定し、実施します。

重点テーマの設定に当たっては、現状や課題を踏まえつつ、道路管理者や警察等の関係機関や学校と十分に協議し、その内容を検討します。

（重点テーマの例 ●交通事故が発生した箇所 ●自動車等の交通量が多く、道幅が狭い箇所 など）

ウ 合同点検実施個所の選定 【実施主体：推進会議】

学校から市教育委員会に提出された申出書をもとに、合同点検が必要な個所を推進会議において決定します。

その際に、県や国の道路管理者や警察による検討が必要な個所や協議により緊急に対応する必要がある個所についても合同点検の対象とします。

また、教育委員会は、緊急性がある場合や、看板や横断歩道の設置や路面表示等の補修、修繕等に対応できる場合は、推進会議に諮らずに、直接、教育委員会より所管部署に対応を依頼します。

エ 合同点検の実施 【実施主体：市、市教育委員会、学校、道路管理者、警察】

・実施回数及び時期

毎年1回を基本とし、実施時期は、夏季を基本とします。

・点検の内容

推進会議において決定した危険個所の現場確認及び対応案の検討

・点検の体制

市教育委員会・市交通安全部門・学校・道路管理者・警察を基本にして、可能な限り保護者や地域住民の参加協力を得て合同点検を実施します。

(2) 対策の検討（PLAN）【実施主体：推進会議】

合同点検の結果やその際協議をした対応案などに基づき、対策が必要な個所に応じて、具体的な対策を検討します。

その際、歩道の設置や道路の拡幅など長期的な検討対応が必要な個所については、当面の対応策についても検討します。これらの検討結果を踏まえて、計画的に対策が講じられるよう、箇所ごとの対策一覧を作成します。

(3) 対策の実施（DO）【実施主体：各担当部署】

それぞれの対策について、推進会議で検討した対策案を踏まえて、教育委員会・学校と関係部署が連携を図り、早期に取り組みます。

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう保護者や地元の協力を得ながら、これまでの対策の実施状況や危険個所の状況などを勘案し、優先順位を定め計画的に実施します。

(4) 対策の効果検証（CHECK）【実施主体：各担当部署、推進会議】

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等へのアンケート調査等を実施し、対策後の効果を検証します。

(5) 対策の改善・充実（ACT）【実施主体：推進会議】

対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実に図ります。

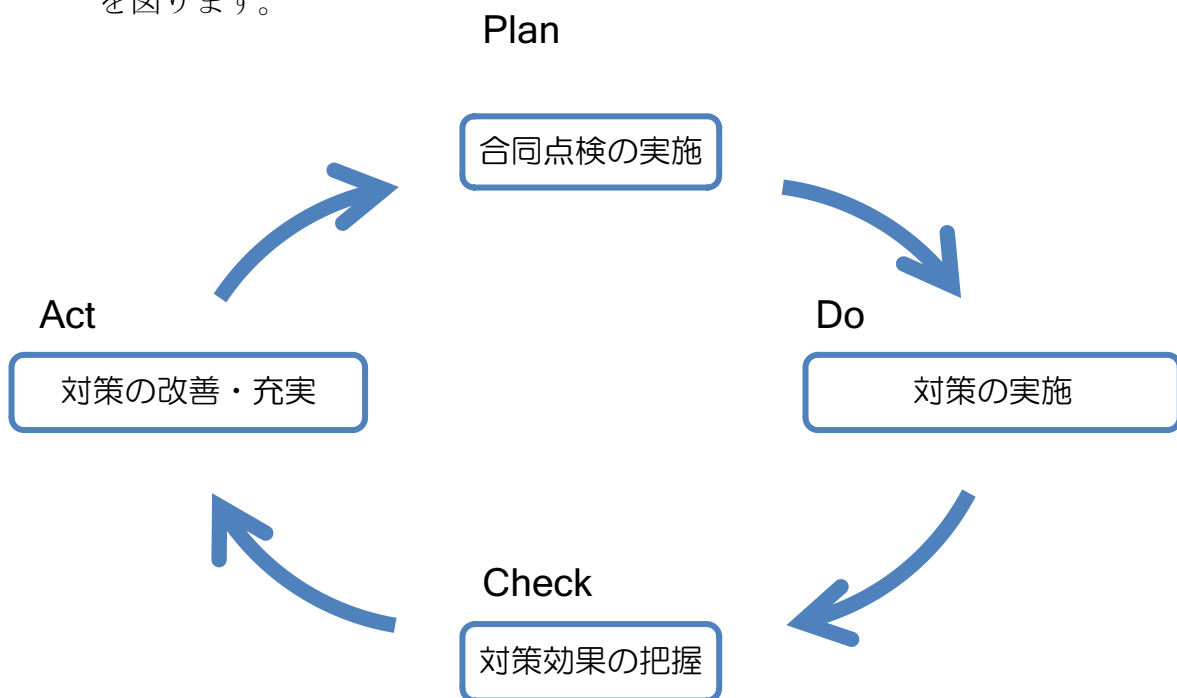


図1 対策の推進のPDCAサイクル

6 公表

合同点検結果や対策内容のうち、関係者間で合意が得られたものについては、情報を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、市のホームページなどを通じて公表します。